

お客さま各位

令和8年9月
宇和島信用金庫

一般当座勘定規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、2026年10月1日から一般当座勘定規定の改定を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定の対象となる規定
当座勘定規定（一般用）
2. 適用開始日
令和8年10月1日（木）
3. 改定内容
新旧対照表のとおり

以上

当座勘定規定新旧対照表

新	旧
第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、2026年9月30日までに振り出してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

新	旧
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
第18条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。	第 18 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

約束手形用法新旧対照表

新	旧
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できる</u> <u>だけ</u> 記入してください。

為替手形用法新旧対照表

新	旧
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。

小切手用法新旧対照表

新	旧
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

以上